

## 自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社プロエイド	種別	福祉施設（介護・保育・学童）
代表者	永井 健三	統括	山村 武尊
所在地	福山市南蔵王6丁目 16番54号	電話番号	084-982-6193

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

## 目次

<b>1. 総論</b> .....	<b>1</b>
(1) 基本方針 .....	1
(2) 推進体制 .....	2
(3) リスクの把握 .....	3
① ハザードマップなどの確認 .....	3
② 被災想定 .....	7
(4) 優先業務の選定 .....	10
① 優先する事業 .....	10
② 優先する業務 .....	10
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し .....	11
① 研修・訓練の実施 .....	11
② BCPの検証・見直し .....	11
<b>2. 平常時の対応</b> .....	<b>12</b>
(1) 建物・設備の安全対策 .....	12
① 人が常駐する場所の耐震措置 .....	12
② 設備の耐震措置 .....	12
③ 水害対策 .....	13
(2) 電気が止まった場合の対策 .....	14
(3) ガスが止まった場合の対策 .....	14
(4) 水道が止まった場合の対策 .....	14
① 飲料水 .....	14
② 生活用水 .....	15
(5) 通信が麻痺した場合の対策 .....	15
(6) システムが停止した場合の対策 .....	15
(7) 衛生面（トイレ等）の対策 .....	16
① トイレ対策 .....	16
② 汚物対策 .....	16
(8) 必要品の備蓄 .....	17
(9) 資金手当て .....	19
<b>3. 緊急時の対応</b> .....	<b>20</b>
(1) BCP発動基準 .....	20
(2) 行動基準 .....	20
(3) 対応体制 .....	22
(4) 対応拠点 .....	22
(5) 安否確認 .....	23
① 利用者の安否確認 .....	23

② 職員の安否確認.....	26
(6) 職員の参集基準.....	26
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	29
(8) 重要業務の継続.....	30
(9) 職員の管理.....	32
① 休憩・宿泊場所.....	32
② 勤務シフト.....	32
(10) 復旧対応.....	33
① 破損個所の確認.....	33
② 業者連絡先一覧の整備.....	33
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	34
<b>4. 他施設との連携.....</b>	<b>34</b>
(1) 連携体制の構築.....	34
① 連携先との協議.....	34
② 連携協定書の締結.....	35
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	36
(2) 連携対応.....	36
① 事前準備.....	36
② 入所者・利用者情報の整理.....	37
③ 共同訓練.....	37
<b>5. 地域との連携.....</b>	<b>38</b>
(1) 被災時の職員の派遣.....	38
(2) 福祉避難所の運営.....	38
① 福祉避難所の指定.....	38
② 福祉避難所開設の事前準備.....	39
<b>6. 通所サービス固有事項.....</b>	<b>39</b>
<b>7. 訪問サービス固有事項.....</b>	<b>39</b>
<b>8. 居宅介護支援サービス固有事項...エラー! ブックマークが定義されていません。</b>	

# 1. 総論

## (1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

<p>①入所者・利用者の安全確保： 入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。</p> <p>②サービスの継続： 入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。</p> <p>③職員の安全確保： 職員の生命を守り、生活の維持に努める。</p>
--

## 自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



(2) 推進体制

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
代表取締役社長 電話:090-3743-4639 代行 取締役統括責任者 電話:080-5750-7034	代表取締役社長  統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部組織の統括、全体統括</li> <li>・緊急対応に関する意思決定</li> </ul>
対策本部長 電話:090-5750-7034 代行 対策副本部長	統括責任者  部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の運営実務の統括</li> <li>・関係各部署への指示</li> </ul>
事務局長 電話:090-5750-7034 代行 総務部職員	統括責任者  総務課員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内関係各部署との窓口（社内情報共有）</li> <li>・各事業所の相談窓口</li> </ul>
対策本部長  代行 各管理者	統括責任者  管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外対応(指定権者)</li> <li>・医療機関との連携</li> <li>・関連機関、他施設、関連業者との連携</li> <li>・ホームページ、広報、地域住民への情報公開</li> </ul>
のどかⅠリーダー 電話:983-3655 のどかⅡリーダー 電話:982-6193	リーダー リーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防護具の管理、調達</li> </ul>
対策本部長  代行 のどかⅡ・くららぼ・アイリー 管理者	統括責任者 部門責任者 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の統括</li> <li>・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡</li> <li>・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信</li> </ul>
各部署 看護師		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策に関する統括</li> <li>・感染防止策の策定、教育</li> <li>・医療ケア</li> </ul>
のどか南、のどかⅡ、のどかⅢ 各リーダー、サブリーダー	各部門リーダー 各部門サブリーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務の継続</li> </ul>
のどか南、のどかⅡ、のどかⅢ 各リーダー、調理担当職員	リーダー＆調理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食業務の継続</li> </ul>

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認 【地震】

福山市 地震防災マップ ～揺れやすさマップ 拡大版～

地震防災マップの役立て方

① お住まいの地域がどのくらい危険かを確認します

市全域でどのくらいの震度が予測されているかを、市全域版でチェックした後、拡大版でお住まいの地域周辺を確認します。同じように、「地域の危険度マップ」では、建築物がどの程度全壊するか、被害予測を確認することができます。

② 日頃どんな備えをしたらいいかを確認します

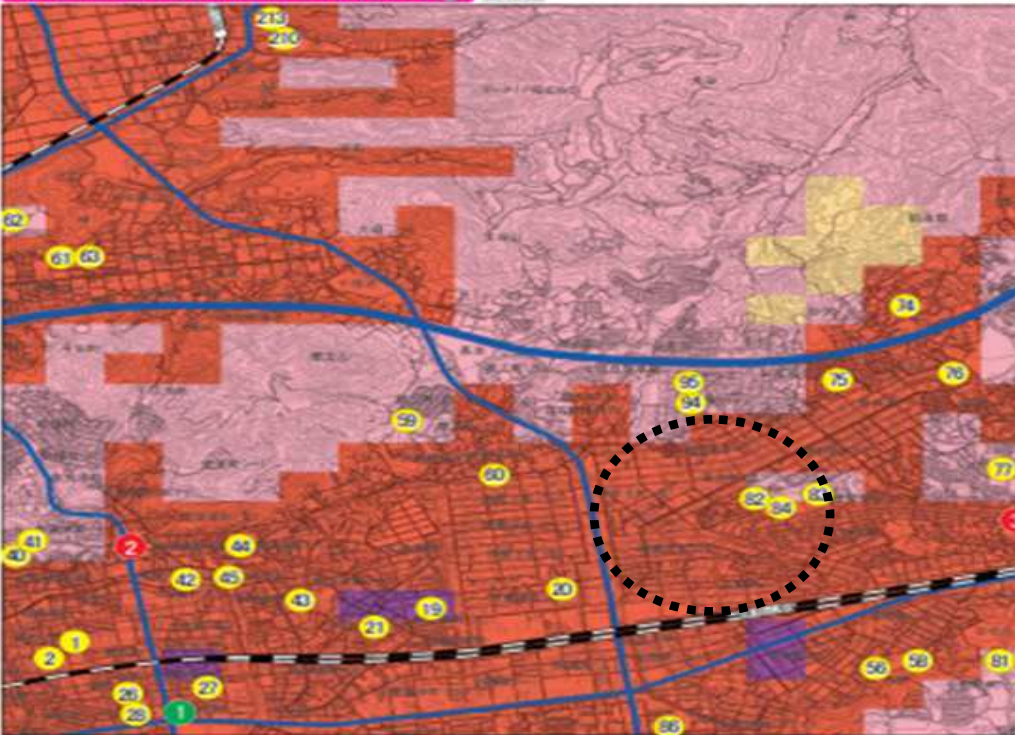
地震に備えてどんな対策をしたらよいか、家族や地域で話し合ってみてください。参考となる対策を福山市のホームページなどでご紹介しています。ぜひ、ご活用ください。

福山 地震防災マップ 🔍 検索

地震防災マップや参考となる対策はホームページでも確認できます



想定地震：長門ヶ原断層-芳井断層 19 14



20

No	名称
1	福山東警察署
2	北消防署
3	東消防署
4	東小学校
5	東公民館
16	深津小学校
20	城東中学校
21	深津公民館
26	旭小学校
27	東中学校
28	旭公民館
40	桜丘小学校
41	桜丘公民館
42	西深津小学校
43	曉の星小・中・高等学校
44	中央中学校
45	西深津公民館
50	引野小学校
52	引野公民館
53	蔵王小学校
60	蔵王公民館
61	千田小学校
62	最進中・高等学校
63	千田公民館
64	春日小学校
70	地達中学校
71	春日公民館
72	伊勢丘小学校
81	旭丘公民館
82	緑丘小学校
83	広島大学附属福山中・高等学校
84	緑丘公民館
85	一つ橋中学校
86	日高台小学校
87	日高台公民館
88	神辺小学校
89	神辺公民館

●：本庁舎および派出所 ●：警察署  
●：消防署 ●：公共施設等  
緊急輸送道路  
地震発生から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するため必要な道路。道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

※この地図は、国土院提供の地図を基に、関係機関の提供データをもとに作成したものである。(作成番号：平230905\_第220号)

震度階級のイメージ

震度階級	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4
人の体感・行動	立っていることができず、はたはたとい動ることができない。揺れにほんろうされ、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。	立っていることが困難になる。	大半の人が、歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	大半の人が、歩幅を小さく、物につかまりたいと感じる。	ほとんどの人が、揺れを感知し、歩く。
屋内の状況	揺らぎしていない家具のほとんどが倒れる。落下こともある。	揺らぎしていない家具は、倒れるものがある。	揺らぎしていない家具の多くが倒れる。倒れるものがある。	少し揺らぎしていない家具が倒れることがある。	床固定の家具が揺動し、不安定なものも倒れることがある。	揺らぎに倒れるものがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損。落下する建築物が多くなる。	揺らぎしていないフロック類のほとんどが倒れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損。落下することもある。	揺らぎしていないフロック類が倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れる。道路に障害が生じることがある。	電線が大きく揺れ、道路中に倒れる可能性がある。
木造建築物(住宅)の状況	倒壊するものがある。倒壊するものが多い。	壁に大きなひび割れが入るものや、傾くもの、倒れるものがある。	壁に大きなひび割れが入り、瓦が落下し、天井が傾くことがある。倒れるものもある。	壁にひび割れがみられることがある。	壁に倒壊のひび割れがみられることがある。	-
鉄筋コンクリート造建築物の状況	壁、はり、柱などにひび割れが多くなる。1層又は中層部が倒れるものがある。	壁、はり、柱などにひび割れがみられるものがある。1層又は中層部が倒れるものがある。	壁、はり、柱などにひび割れが多くなる。	壁、はり、柱などにひび割れが入ることがある。	-	-

注) 震度はそれぞれの地震で想定される最大の震度を表示しています。

お問い合わせ先：建設局建築部建築指導課 福山市東桜町3番5号 TEL:(084)928-1103 FAX:(084)928-1735 E-mail:kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp







# 【土砂災害】

## 福山市土砂災害ハザードマップ

06 駅家・宜山・御幸・泉・千田・久松台・樹徳・蔵王・桜丘・西深津・深津・東地区

### 土砂災害ハザードマップとは？

このマップは、大雨に起こりうる「土砂災害」「洪水」などの災害時に、避難する場所や注意すべき箇所などをまとめたものです。「自宅から近い避難場所」や「災害時に危ない場所」などの確認もしていただきましょう。  
また、突然発生する災害に対して落ち着いて行動できるように、このマップを使って家族や地域で話し合ってみてください。

お問い合わせ先  
福山市危機管理課 危機管理課 電話:084-928-1228



#### マップの凡例

● 市役所 (本庁・支所)	● 避難場所
● 広域避難場所	● 消防署・出張所
● 警察署・交番・駐在所	

● 避難場所とは、近隣に大規模な建物がなく、かつ避難する際の妨げとなるような地形や地質がない場所を指します。  
● 広域避難場所とは、避難場所の避難能力が不足している場合に、避難先として指定された場所を指します。

#### 土砂災害の凡例

【土砂災害特別警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)】土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害特別警戒区域に指定された区域を指します。  
【土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)】土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域に指定された区域を指します。

危険区域	危険箇所
土砂災害特別警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	土砂災害特別警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)
土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)
土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)
土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)
土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)	土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域)

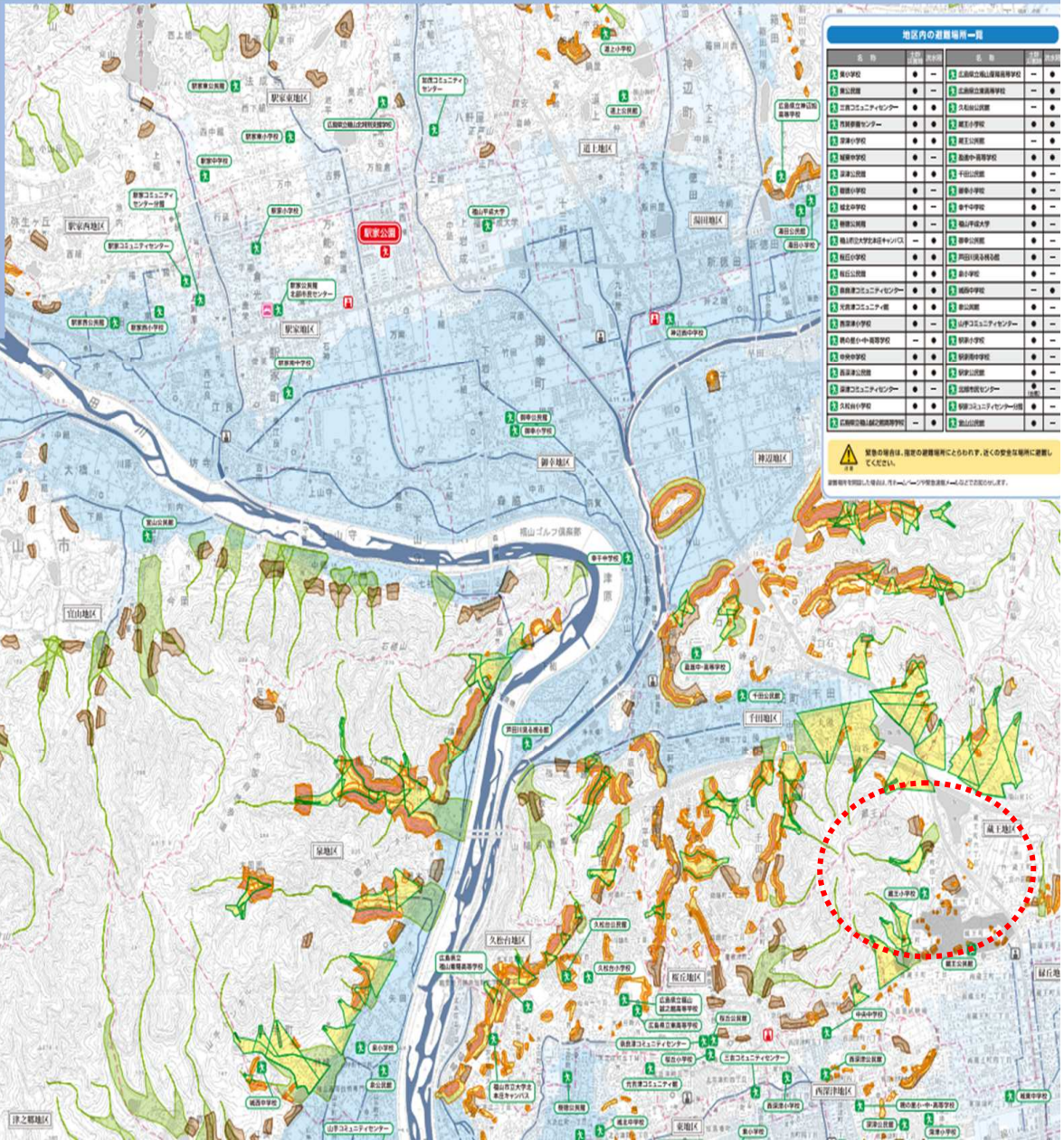
● 危険区域とは、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域に指定された区域を指します。

#### 洪水深の凡例

河川が氾濫した場合の想定最大浸水深

0m~1.0m未満	1.0m以上
-----------	--------

● 浸水深とは、2002年(平成14年)の洪水(大規模な洪水)を想定して算出された浸水深を指します。浸水深は、河川の氾濫による浸水深(0m~1.0m)、(1.0m~1.2m)、(1.2m~2.0m)、(2.0m~5.0m)、(5.0m~)の5段階で設定されていますので、ご確認ください。  
(浸水深は、河川の氾濫による浸水深と異なります。)



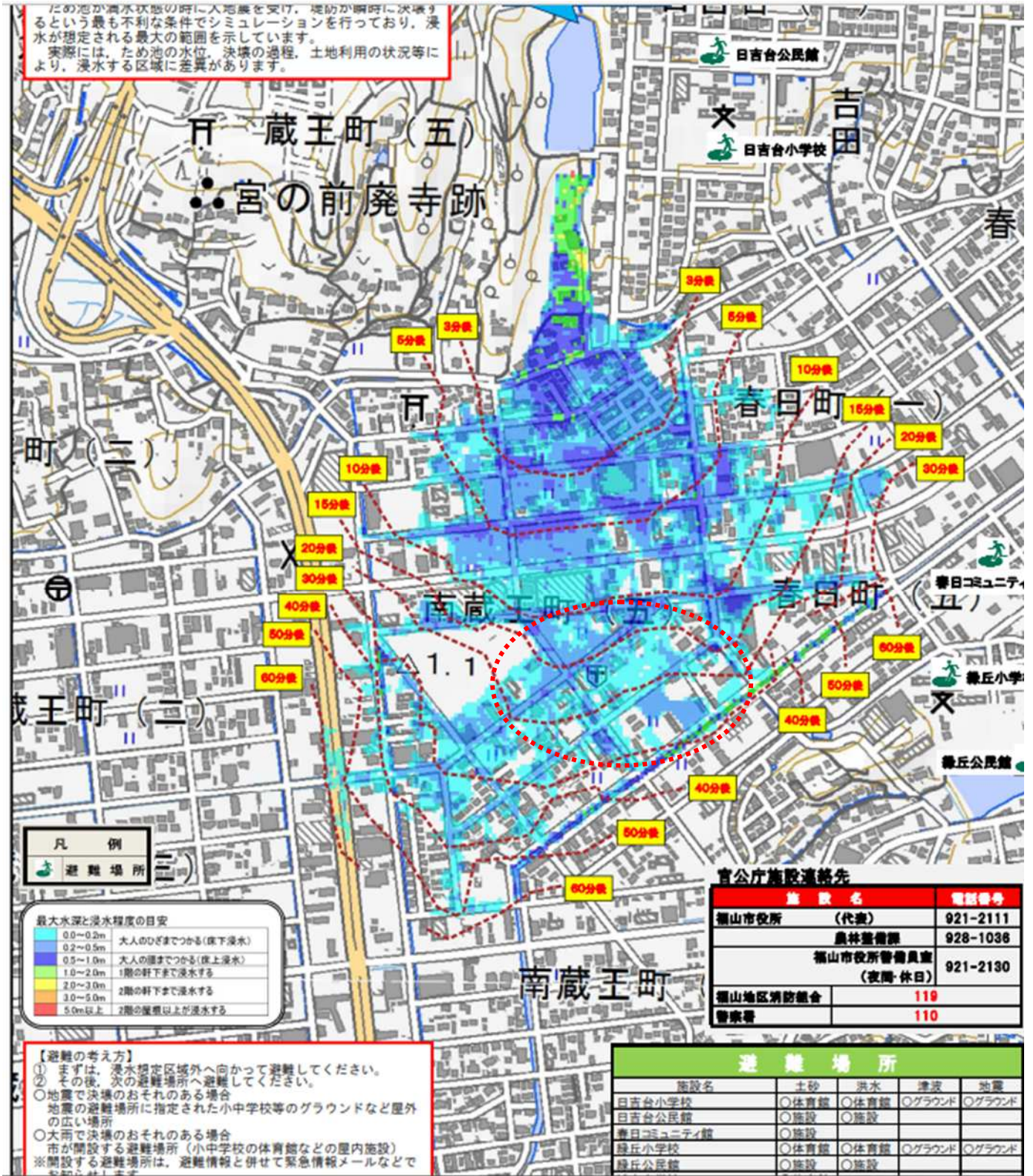
#### 地区内の避難場所一覧

名称	住所	名称	住所
● 1 東小学校	● 12 福山立山南高等学校	● 23 福山立山南高等学校	● 34 福山立山南高等学校
● 2 東中学校	● 13 福山立山南高等学校	● 24 福山立山南高等学校	● 35 福山立山南高等学校
● 3 東小学校	● 14 福山立山南高等学校	● 25 福山立山南高等学校	● 36 福山立山南高等学校
● 4 東中学校	● 15 福山立山南高等学校	● 26 福山立山南高等学校	● 37 福山立山南高等学校
● 5 東小学校	● 16 福山立山南高等学校	● 27 福山立山南高等学校	● 38 福山立山南高等学校
● 6 東中学校	● 17 福山立山南高等学校	● 28 福山立山南高等学校	● 39 福山立山南高等学校
● 7 東小学校	● 18 福山立山南高等学校	● 29 福山立山南高等学校	● 40 福山立山南高等学校
● 8 東中学校	● 19 福山立山南高等学校	● 30 福山立山南高等学校	● 41 福山立山南高等学校
● 9 東小学校	● 20 福山立山南高等学校	● 31 福山立山南高等学校	● 42 福山立山南高等学校
● 10 東中学校	● 21 福山立山南高等学校	● 32 福山立山南高等学校	● 43 福山立山南高等学校
● 11 東小学校	● 22 福山立山南高等学校	● 33 福山立山南高等学校	● 44 福山立山南高等学校

● 緊急時等は、指定の避難場所にとらわれず、近くの安全な場所に避難してください。  
● 避難場所を指定した場合は、1階・2階・3階など指定されています。



# 【半田池が決壊した場合】



② 被災想定

【福山市公表の被災想定】

(1) 被害想定概要

本市に大きな影響があるとされている地震は「南海トラフ巨大地震」と「長者ヶ原断層芳井断層」(※被害想定の数値は、想定項目ごとに被害が最大となる場合の想定シーンで算出)

ア 南海トラフ巨大地震

(7) 震度(面積割合) 6強(2.4%), 6弱(32.8%), 5強(63.6%), 5弱(1.1%)

(イ) 最高津波水位 3.3m(津波の高さ 1.2m)

(ウ) 被害想定

想定項目		県全体	福山市
建物被害	全壊棟数	69,561棟	16,528棟
	半壊棟数	200,572棟	52,004棟
人的被害	死者数	14,759人	6,221人
	負傷者数	22,220人	6,529人
ライフライン	上水道(断水人口)	1,069,382人	421,248人
	下水道(支障人口)	779,794人	159,750人
	電気(停電軒数)	119,836軒	17,118軒
生活支障	避難所避難者数	591,506人	90,726人

(7) 被害想定条件設定

- a 就寝中で家屋倒壊や津波からの逃げ遅れにより被害が最大となる「冬 深夜」に地震が発生
- b 年間で最も潮位が高いときに津波が発生
- c 震度6強以上の範囲では2分の1, 震度6弱の範囲では3分の1の割合で構造物(護岸, 堤防, 防波堤, 水門等)が損壊
- d 津波に対する早期避難率が低い場合を設定
  - ・すぐに避難する者 20%
  - ・避難するがすぐには避難しない者 50%
  - ・すぐに避難せず津波が迫ってから避難する者又は避難しない者 30%

イ 長者ヶ原断層 - 芳井断層

(7) 震度(面積割合) 7(0.3%), 6強(34.6%), 6弱(47.8%), 5強(17.3%), 5弱(0.1%)

(イ) 被害想定



想定項目		県全体	福山市
建物被害	全壊棟数	46,629 棟	35,305 棟
	半壊棟数	76,429 棟	48,537 棟
人的被害	死者数	2,840 人	2,223 人
	負傷者数	22,170 人	15,652 人
ライフライン	上水道（断水人口）	553,671 人	435,947 人
	下水道（支障人口）	171,710 人	129,454 人
	電気（停電軒数）	44,585 軒	34,328 軒
生活支障	避難所避難者数	70,362 人	57,469 人

「福山市防災計画」より抜粋

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web171」や災害用伝言板サービスなどの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【自施設で想定される影響】

東京都大田区発行「事業所防災のすすめ」より抜粋



## ライフラインの復旧に要する日数の目安

〔阪神淡路大震災〕

〔東京湾北部地震での想定〕

	復旧までの日数
電気	6日
電話	14日
ガス	85日
水道	90日
下水道	134日

	復旧までの日数
電気	7日
電話	14日
ガス	60日
水道	30日
下水道	30日

出展：東京都地域防災計画 震災編（東京都防災会議）  
首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）

プロエイドの用途別主電源

電気・・・調理、トイレエレベーター他

ガス・・・風呂

水道・・・調理・風呂・トイレ等

東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は、下記の通り。

震度7の場合、電力：1週間、水道：3週間、ガス：5週間でほぼ復旧（リスクを考慮した日数）

震度7の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧

震度6の場合、震度7の50%復旧を、復旧の目安と想定する

電力が復旧しないと、エレベーター、携帯電話、メールは使えない。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
エレベーター	停止→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→			給水車				復旧	→
生活用水	貯水槽分→			井戸水	→	→	→	→	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

#### (4) 優先業務の選定

##### ① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

##### (1) 介護部門

- ① のどか小規模多機能ホーム南蔵王
- ② のどか小規模多機能ホームⅡ
- ③ ホントノカンタキのどかⅢ
- ④ バード訪問看護ステーション

<当座停止する事業>

##### (1) 子ども部門

- ① わくわくキッズ南蔵王
- ② くら・らぼ多機能型事業所
- ③ アイリー・らぼ多機能型事業所
- ④ アイリーライフ南蔵王
- ⑤ アイリーライフ学習特化型
- ⑥ アイリーライフWAKABA

##### ② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数（※1事業所あたり）			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	1人	1人	1人	人
排泄介助	2人	2人	2人	2人
食事準備・介助	2人	2人	2人	2人
医療的処置	1人	1人	1人	1人
	人	人	人	人

## (5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### ① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

1.感染症 BCP		
①概要説明会	対象者：一般社員～管理者	2023年6月～7月
②訓練内容事前説明会	対象者：管理者	2023年9月
② 訓練実施	対象者：管理者、シニアエルダー	2024年5月
2.自然災害 BCP		
①概要説明会	対象者：一般社員～管理者	2024年3月
②訓練内容事前説明会	対象者：管理者	2024年6月
③ 訓練実施	対象者：管理者・シニアエルダー	2024年7月

\* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

### ④ BCPの検証・見直し

評価プロセス（管理者会議で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

1.感染症 BCP 計画の見直し（訓練実施後のレビューを反映）	1回/年
2.自然災害 BCP 計画の見直し	1回/年

\* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。





③ 暴風・水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	5年に1回専門業者に依頼	築年数が事業所によって格差があるので、古い建物は特に重点的に点検する。
外部にひび割れ、欠損、膨らみはないか	5年に1回専門業者に依頼	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか	5年に1回専門業者に依頼	
暴風による危険性の確認	5年に1回専門業者に依頼	
外部の留め金具に錆ヤン緩みはないか	5年に1回専門業者に依頼	
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	5年に1回専門業者に依頼	
必要な窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか	1年に1回 実施	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものはないか	1年に1回 実施	その他日々の環境整備で危険個所の確認を行う

## (2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
見守りモニター	各介護事業所に設置をするもしくは1か所に設置し、利用者介護もそこに集約させる。  ①太陽光発電（3事業所設置済み 2024年1月） ②非常用蓄電池（太陽光発電との組み合わせ） ③非常用小型発電機（20万円～）  1週間程度供給可能なものが望ましい。
医療用機器：喀痰吸引	
情報機器：PC、テレビ、複合機	
IH調理器、ポット、電子レンジ等	
携帯電話充電器	
洗濯機	
冷蔵庫・冷凍庫	
照明器具	
冷暖房機器、エアコン、空気清浄機	

## (3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
※復旧を待つ	入浴のみで必要なため、優先順位を考えて復旧をまつ

## (4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

### ① 飲料水

- 飲料水用のペットボトルなどは、当面の運搬の手間を省くため、入所者・利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。なお、一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0リットル程度である。プロエイドでは1日に必要な量を1.5ℓとして、3日分必要な量を備蓄することとする。

➤



- ②飲料水の備蓄では、消費期限までに買い換えるなど定期的なメンテナンスが必要。
- (対策) 非常用飲料水(ペットボトル 500ml)を最低3日分備蓄する。
- 水 1人1日 2.0L×人数×必要日数

## ② 生活用水

- ①生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用され、対策は「水を使わない代替手段の準備」が基本。
- ②「トイレ」であれば簡易トイレやオムツの使用、「食事」であれば紙皿・紙コップの使用などが代表的な手段である。
- ③「入浴」は優先業務から外すことで、生活用水の節約にもつながる。給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておくことも重要である。
- ④また、浴槽は損傷がなければ生活用水のタンクとして活用可能である。井戸水の活用も有効。(間違っても飲用しないこと)

\*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

## (5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ **サイボウズ**での情報共有を行うこととなる。通信機能については復旧をまつ。

## (6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

データ共有はクラウド管理になっているため、通信機能がダウンしている間は使用不可となる。通信機能が復旧することをまち対応を行う。想定して1~2日程度のダウンになる可能性はあるが、サーバーでの管理ではないためその点はリスクが低い。

## (7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

### ① トイレ対策

#### 【利用者】

- ①電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）。
- ②排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。
- ③消臭固化剤を汚物に使用すると、「燃えるごみ」として処理が可能
- ④ポータブルトイレの使用を行い、対応を行っていく。

#### 【職員】

- ①職員のトイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。
- ②女性職員のために、生理用品などを備蓄しておくことも必要。必要に応じて、排せつ用パットの使用を提供する。
- ③災害用ポータブルトイレの準備をしておく。

### ② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

- ①排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離保管しておく。敷地内に埋めるのは、穴掘り業務や後に消毒する必要があるため、留意する。

## (8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

### ①在庫量、必要量の確認

- ・行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。
- ・準備した備蓄品はリスト化し、賞味期限や使用期限のあるものを中心に担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行う。

## 【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
無洗米			厨房倉庫	
缶詰			厨房倉庫	
経管栄養食			厨房倉庫	
高カロリー食			厨房倉庫	
インスタント食品			厨房倉庫	
栄養ドリンク			厨房倉庫	

## 【医薬品・衛生用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
使い捨て手袋				
消毒剤				
次亜水				
脱脂綿				
絆創膏				
包帯				
三角巾				
リハパン				
パット				
オムツ				
ウェットティッシュ				



口腔ケア用品				
常備薬				

**【日用品】**

紙容器（食器）				
割りばし				
プラスチックフ ォーク・スプー ン				
紙コップ				
ボックスティッ シュ				
トイレットペー パー				
ポリ袋				
タオル				

**【備品】**

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ブルーシート			
毛布			
使い捨てカイロ			

**【新型コロナ対策】 防護用品**

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
マスク			

体温計				
血圧計				
ゴム手袋				
フェイスシールド				
ゴーグル				
使い捨てエプロン				
ガウン				
キャップ				

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

\*地震保険の保険契約については地域によって制限がある

## 緊急時の対応

### (1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

#### 【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、福山市周辺において、**震度6以上**の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、統括責任者が必要と判断した場合、統括責任者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

#### 【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

統括責任者	代替者①	代替者②
山村 武尊	事業所管理者	リーダー・サブリーダー

### (2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

#### 2023年9月1日 災害発生時の行動指針

災害発生時の行動指針は次の通りとする。

#### ①自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保

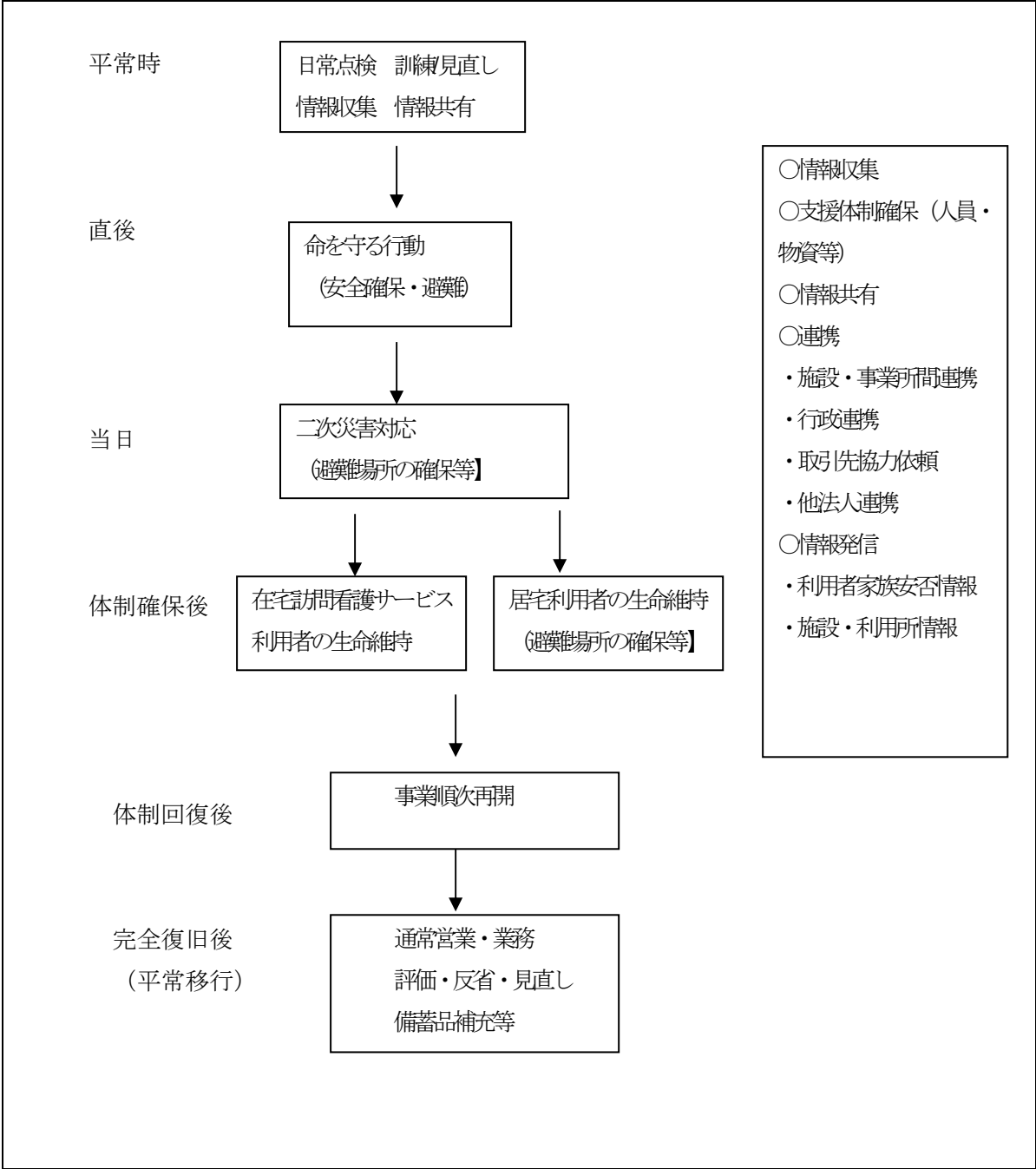
- ・職員が在宅時に被災した場合は統括責任者より指示があるまでは原則自宅もしくは避難所にて自身と家族の身の安全を確保する。
- ・職員が職場で被災した場合は、統括責任者の指示により、利用者もしくは職員自身及び家族の身の安全を確保する。

#### ②二次災害への対策（火災・建物倒壊など）

#### ③居宅利用者及び訪問介護サービス利用者の生命維持

#### ④法人施設間の連携と外部機関との連携

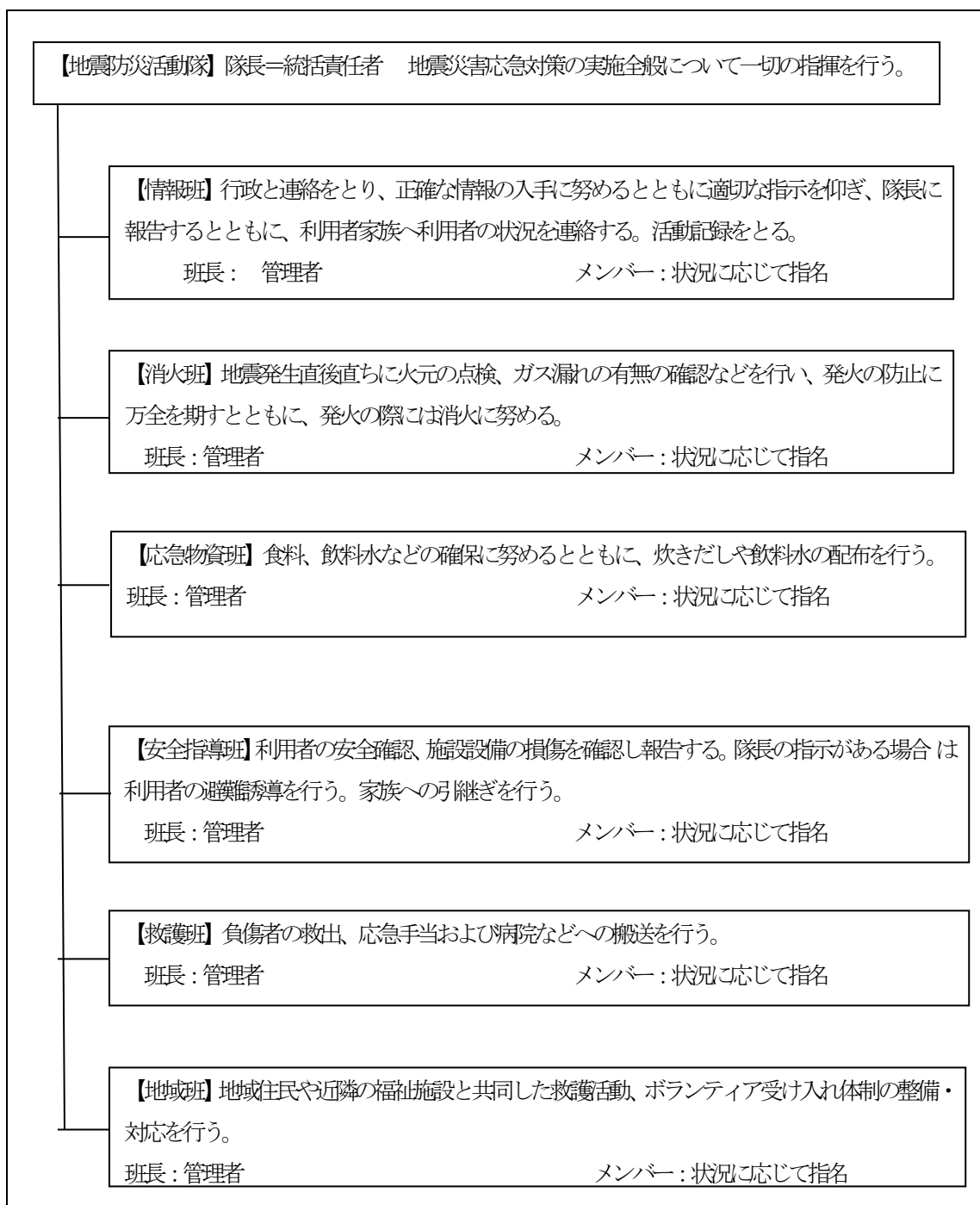
#### ⑤情報発信





## 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。



### (3) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
くらはぼ多機能事業所	アイリー・らぼ多機能型事業所	のどか教室

#### (4) 安否確認

##### ① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

##### 【安否確認ルール】

【責任部署】：情報班 責任者：統括責任者 担当者：状

使用ツール：安否確認シート（補足 11）

##### 利用者安否確認シート

NO	ご利用者名	安否確認	容態・状況
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
		無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	

【安否確認手段】 ①電話 ②メール ③チャット・SNS ④災害時情報サービス 171

安否確認システム・サービス導入検討

### ＜災害伝言ダイヤル(171)の使い方＞

地震等の災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、サービスが開始されます。



#### ○録音の方法

**「171」をダイヤル**

↓  
(ガイダンス：録音は「1」、再生は「2」)

**「1」を選択**

↓  
(ガイダンス：連絡を取りたい方の電話番号を市外局番から入力ください)

**電話番号を入力**

↓ **※どの電話番号に伝言入れるのか  
各所属で共有しておく。**

↓ (ガイダンス：連絡を取りたい方の電話番号の確認。)

**伝言を録音 終わったら「9」をダイヤル**

↓ **※伝言は30秒以内**

↓ **※最大20件まで登録可**

(ガイダンス：伝言の確認)

↓  
録音完了

#### ○再生の方法

**「171」をダイヤル**

↓  
(ガイダンス：録音は「1」、再生は「2」)

**「2」を選択**

↓  
(ガイダンス：連絡を取りたい方の電話番号を市外局番から入力ください)

**電話番号を入力**

↓  
(ガイダンス：連絡を取りたい方の電話番号の確認。)

**伝言の再生**

**最大20件まで登録可**

#### ○災害伝言ダイヤル(171)の体験利用

利用方法を事前に覚えることを目的に体験利用できる機会があります。  
いざという時に使えるようにしておきましょう！

#### ★体験利用提供日

毎月1日と15日、正月3日

防災週間(8月30日9:00～9月5日17:00)

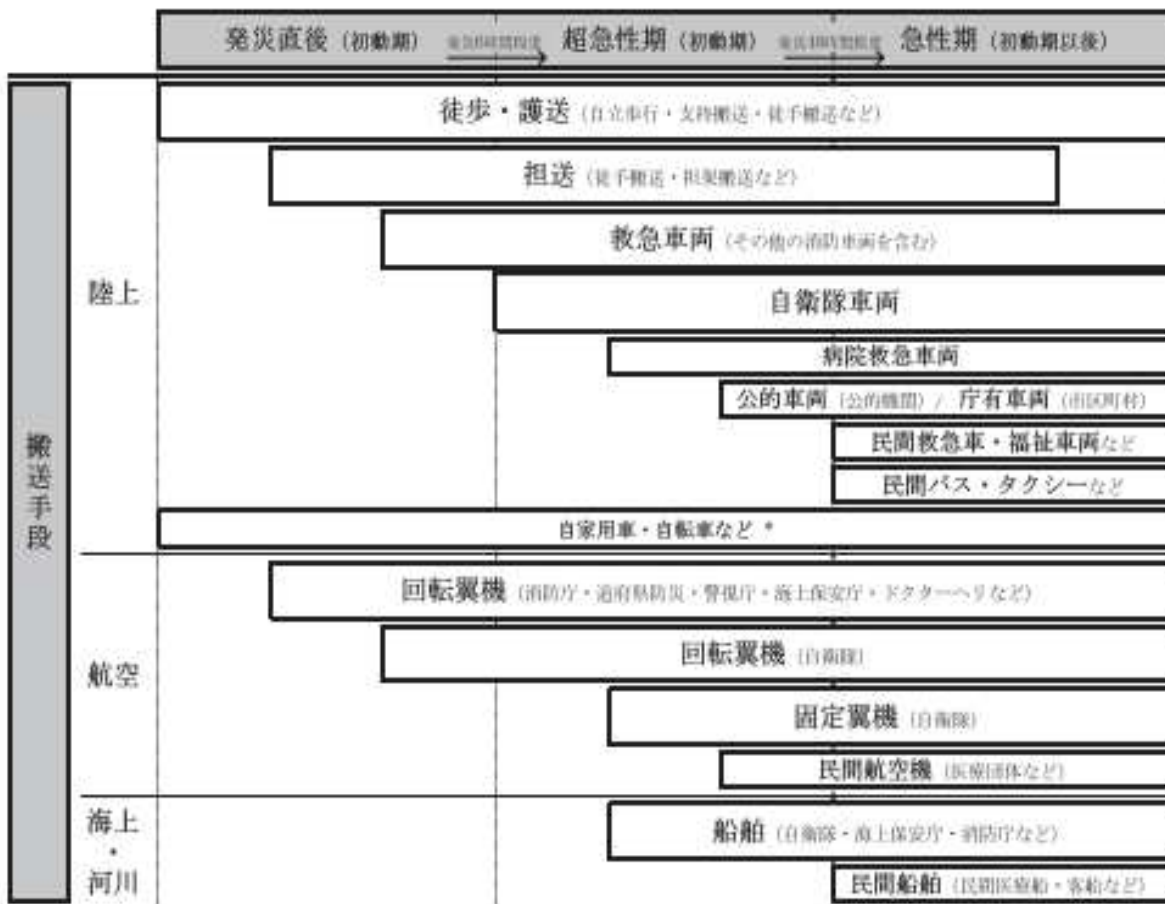
【医療機関への搬送方法】

【責任部署】：救護班 責任者： 統括責任者 担当者：各管理者

搬送に際しては救護班の班長は、手段、対象者、搬送先、搬送に必要な追加処置などの調整を要する。

災害対応は、「自助・共助・公助」の三助が重要とされているが、特に大規模災害の発災直後は公助が届きにくく、自助と共助によるところが大きい。傷病者搬送にも同じことが当てはまり、発災直後の比較的狭い範囲は、自助・共助が主体で、より幅広いフェーズと地域を対象に、共助・公助の枠組みによる搬送戦略が求められる。

従って、発災初期は、自力もしくは自己組織力で移動・搬送する努力が必要となる。



\*災害時の自家用車利用には制限があり、二次災害の危険性を含め搬送手段として考慮し難い側面がある

図1 大規模災害時の傷病者搬送手段と運用の時間軸 (イメージ図)

過去に活用された、もしくは現在計画されている傷病者搬送手段を、一般的に想定される運用の時間軸で輸搬するために著者が作成。自衛隊や被災都道府県以外の消防などは、原則的に被災都道府県知事の災害派遣要請に基づき出動する。民間車両の公的な調整による利活用は、被災自治体などの資源不足をもとに要請を受けてから始動する計画がある。これらの理由から、活動時間想定やその内容は確定的なものではない。

## ② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

### 【施設内】

職員の安否確認は利用者の安否確認と併せて各事業所で管理者が点呼を行い、統括責任者に報告する。

### 【自宅等】

自宅等で被災した場合（自地域で震度6以上）は、サイボウズの掲示板を利用して自身の安否情報を報告する。

報告する事項は、自身、家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

（※年に2回通報の訓練を行う）

安否確認システム・サービス導入検討

### 職員安否確認シート

No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考 ( )	可能・不可能 備考 ( )
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考 ( )	可能・不可能 備考 ( )

## (6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

災害時お通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難となるため、災害時の通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員は以下のルールに基づいて自動参集することとする。

### 【勤務日・勤務期間中】

勤務日・勤務中に災害が発生した場合、統括責任者もしくは管理者の指示に従い行動する。

### 【休日、勤務時間外】

休日・勤務時間外に災害が発生した場合、統括責任者もしくは管理者の指示により、指示された場所へ出勤する。出勤の指示は、各課で作成した連絡網で連絡する。なお、連絡が取れないなど、出勤の指示が得られない状況にある場合、参集可能な職員は参集基準に基づき、原則、勤務場所へ参集する。ただし、災害が日没から日出までの間で発生した場合は、夜が明ける



まで待機する。

\*但し、必要に応じて上記参集基準に関わらず、統括責任者の判断により出勤指示を出す場合がある。

**【参集基準】**

統括責任者・管理者

		勤務日	休日・勤務時間外
地 震	震度 6 以上	通常出勤と同様に原則、 勤務場所へ出勤	原則、勤務場所へ参集
	震度 5 弱・強		原則、勤務場所へ参集。但し、参集せずに
風水害・竜巻等			別の方法（連絡等）で協議・判断し、職員 に指示が出せる場合は参集の必要はない。

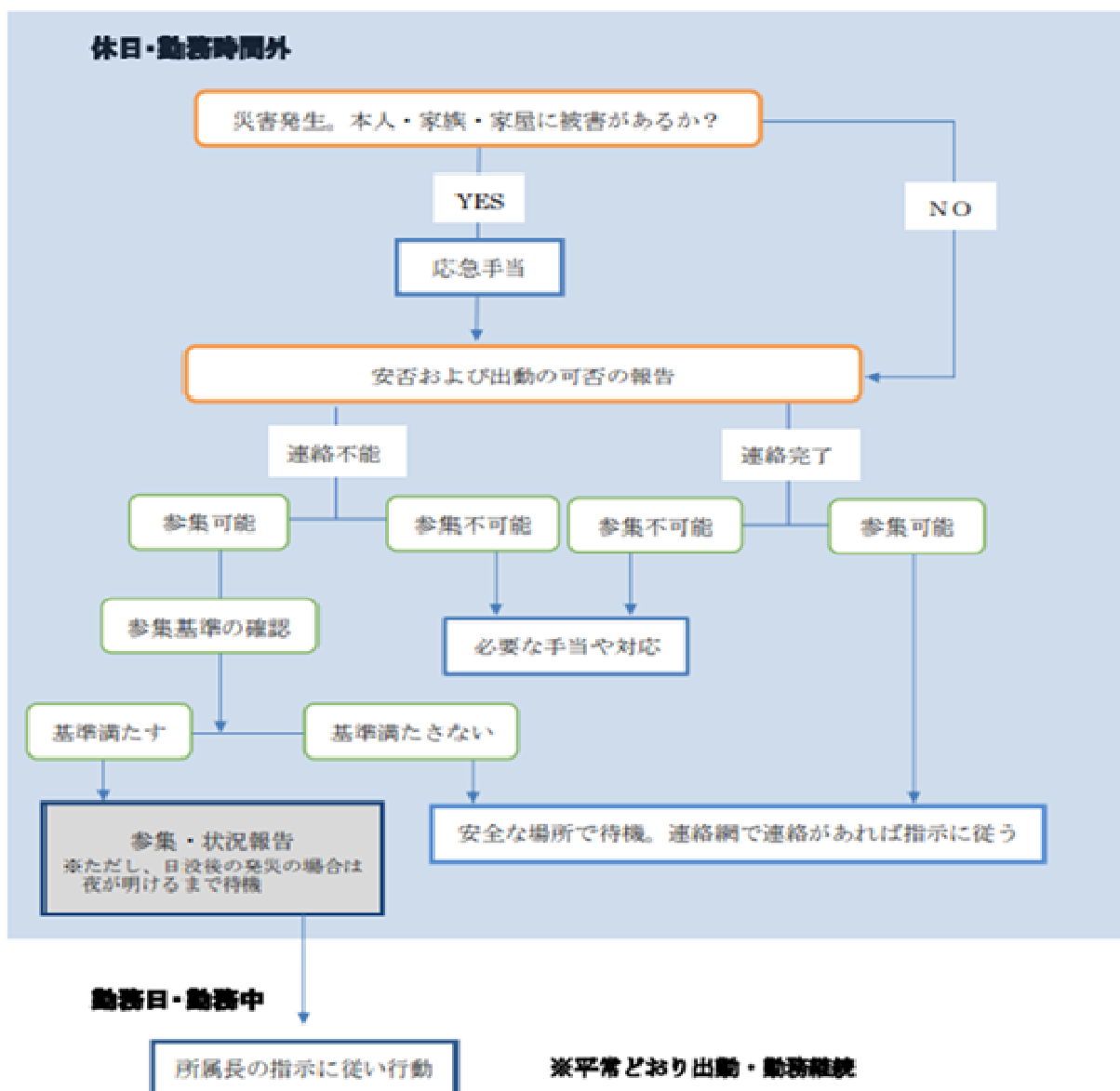
正規雇用社員（管理者以外）

		勤務日	休日・勤務時間外
地 震	震度 6 以上	通常出勤と同様に原則、 勤務場所へ出勤	出勤の指示が得られない状況の場合、原則、 勤務場所へ参集
	震度 5 弱・強		安否および出勤の可否を報告する。また、 連絡が取れるようにしておく。
風水害・竜巻等			連絡が取れるようにしておく。

非正規雇用社員

		勤務日	休日・勤務時間外
地 震	震度 6 以上	通常出勤と同様に原則、 勤務場所へ出勤	安否および出勤の可否を報告する。また、 連絡が取れるようにしておく。
	震度 5 弱・強		
風水害・竜巻等			連絡が取れるようにしておく。

＜職員の安否報告・参集チャート＞



(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	①絵本ライブラリー（垂直避難） ②のどか教室（垂直避難） ③アイリーらぼ多機能型事業所（垂直避難）	①のどか2 ②のどか南蔵王 ③ホントノカンタキのどか3
避難方法	自力で避難できない利用者は車椅子もしくは担架を利用する。  停電でEVが使えない場合も表記	同左

【施設外】 福山市役所 危機管理防災課に確認（2023.8.10）

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	緑ヶ丘小学校	広島大学附属 福山中高等学校
避難方法	送迎用車両にて避難する。 早急な避難が必要な場合は、職員の通勤車両も活用する。	同左

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から

# 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
<p>〜&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;〜</p>		
4	 <p>避難指示※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

### (8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する(被災想定(ライフラインの有無など)と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい)。

被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として選定する。例えば、「食事・排泄・与薬」などが考えられるが、自施設の状況を踏まえて検討する必要がある。(医療依存度の高い利用者が多い施設・事業所では「医療的ケア」も重要業務に含まれる) 参集可能な職員数では、重要業務の実施に必要な職員数をまかなうことができない場合は、重要業務の手順を見直したり、省力化に資する備蓄品を準備し代替方法を検討しておく

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を守る ための必要最 低限	食事、排泄 中心 その他は休止も しく減	一部休止、減とす るが、ほぼ通常に 近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限のメ ニューの準備	飲用水、栄養補 助食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整う までなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が整う までなし	必要な利用者 はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

〔出典〕令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

（提供）社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画（一部抜粋）



(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
くららぼ2階 面談室	くららぼ2階 遊戯室
くららぼ2階 遊戯室	
のどかII 職員休憩室	
(くららぼ絵本ライブラリーは利用者避難場所)	

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

※都度状況に応じて、必要最低限の出勤者での対応を行う

	リーダー/サブ	メンバー（近隣在住者）	その他のメンバー
A 班	〇〇/〇〇	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	出勤状況により割り振る
B 班	〇〇/〇〇	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	
C 班	〇〇/〇〇	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

\*被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	084-932-1194	エレベーター補修
中国電力	0120-511-542	電気
福山市上下水道局	084-928-1530	上下水道
NTT 西日本	NTT HP から確認	電話復旧状況
福山ガス	084-931-3111	ガス
山崎建設・三河建設		躯体被害
なゆた工務店・山崎建設		天井・床面・壁面・照明

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

4. 他施設との連携 ※現状は法人内での連携を取りながら対応行う

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

連携先：〇〇小規模多機能事業所  
所在地：  
TEL：  
責任者：

【これまでの協議の経緯】

現在は無し

【決定している連携内容】

【協議中の連携内容】

- ① 応援要員として、職員の相互派遣
- ② 備蓄品の相互融通
- ③ 非常用電源の相互利用
- ④ 利用者の相互受け入れ

【今後のスケジュール】

## ② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

### 【連携の目的】

事業所地域に大規模な自然災害および火災等が発生し、その災害等により当該地域が被災した場合において、事業所単独では十分な利用者支援が実施できないときの相互の連携・協力による応急対策を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

### 【応援の要請方法】

被災した協定事業所からの陽性は、被災した法人責任（役員等）から非被災事業所の法人責任者に対して行うものとする。但し、法人責任者に事故等がある場合は、他の代行者から要請することができる。

### 【人的支援】

事業継続及び応急復旧等に必要な介護士・看護師・保育士・児童支援員の派遣

### 【物的支援】

①医療介護関連物資、食料、生活必需物質及びその供給に必要な資器材の提供およびあつせん

②被災者の救援・救助・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん

### 【費用負担】

応援に要した経費負担は、法令その他別に定めるものを除き、原則として応援を受けた事業所の負担とする。

### ③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

#### 【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
法人内 他事業所	別紙	人的支援・物資支援

#### 【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
まるやまホームクリニック	084-943-7307	診療依頼

#### 【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
蔵王6区町内会		人的支援

## (2) 連携対応

### ① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- 1.被災時の連絡先
- 2.連絡方法
- 3.備蓄の拡充
- 4.職員派遣の方法
- 5.入居者・利用者受入方法、受入スペースの確保
- 6.相互交流



## 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報はサイボウズ上で確認を行える状態にしておく。サイボウズの情報は年に1回は全事業所で再確認して、最新のものにしておく。

## ② 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

年に1回、法人内で災害時を想定した訓練を実施する。

## 5. 地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チームの登録メンバー

### (2) 福祉避難所の運営

#### ① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

## ② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

## 6. 通所サービス固有事項

### 【平時からの対応】

- サイボウズ上のデータベースを最新のものに更新しておくことを徹底する

### 【災害が予想される場合の対応】

- 状況に応じて、紙ベースでの情報を準備しておく
- 状況に応じて、通いサービスを中止する基準を決めておく
- サービス中止の可能性があることを、対象者に伝えておく

### 【災害発生時の対応】

- 基本的にはクラウド管理をしている情報をベースに対応を行う。
- ネット環境が中断している場合には、復旧までの対応をとして紙ベースでの必要最低限の記録管理を行う。
- 通いサービス中止になる場合には、その旨を連絡する。必要に応じて、訪問対応を行い、安否確認、緊急避難など対応を行う。

## 7. 訪問サービス固有事項

### 【平時からの対応】

- 緊急連絡先の確認を双方で行っておく

●キーパーソンの確認をしておく

【災害が予想される場合の対応】

- 訪問に行かれない場合のことを想定して、あらかじめ伝えたり、対策を取っておく

【災害発生時の対応】

- 状況に応じて、訪問実施の優先順位をつけていく。
- 訪問時間の変更、訪問実施の有無など緊急連絡が必要な場合に対応する
- 他事業所との連携も必要な場合には、介護職員と看護職員それぞれ総数を確認して対応可能な量を把握する。
- 訪問看護については、小規模多機能、看護小規模多機能の看護師も含め、他部署の看護師も協力して切れ目のない支援を継続して行える体制をとっていく。  
また、必要に応じて入院対応、行政の医療チームへの引継などをスムーズに行う。